

第4回

(令和7年4月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年4月10日（木）午前9時30分から午前10時

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 柳瀬 真也・2番 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子

4 欠席委員

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第15号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第16号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第17号案 農用地利用集積等促進計画について

議第18号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、3番・4番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

議長 議第15号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第15号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）です。経営面積92aの内、田が65aです。田は全て水稻を作付けされています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：0.2km、3分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（貸借価格）：5千円/10aです。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、

地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2人)です。経営面積、603aです。田が600aで、水稻300a、転作300aです。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):0.5km、1分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):全部で5万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他、8番(取得農地の利用計画):水稻です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(調査番号3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力1人)です。経営面積、257aです。田が179aで、全て水稻です。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):0.3km、1分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):全部で1万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他、8番(取得農地の利用計画):サツマイモです。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議長 質問もないようですので、採決に移ります。 調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 議第10号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第16号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番と2番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農家住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):2種農地です。2番(着工時期):許可日からです。3番(資金調達):自己資金4割、借入金6割です。4番(転用面積):問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)上水道。7番(防除措置)土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。8番(日照通風)隣接地には被害発生はなく問題なし。9番(小作地か)問題なし。

10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、親子関係ですので0円です。

（調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。20年ほど前に火事にあわれて、倉庫を改造して住まわれていましたが資金面で目途がついたということで住宅を建てられます。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：借入金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）上水道。7番（防除措置）土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。8番（日照通風）隣接地には被害発生はなく問題なし。

9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。こちらも親子関係ですので、0円です。

議長 調査報告が終わりましたので、質疑がある方の挙手をお願いします。

無いようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第17号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第17号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

所有権移転3件利用権設定が9件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～9番適格の報告あり）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手） それでは、適格といたします。

議第18号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第18号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1番と2番について、西地区から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号1～2）4月8日に西地区で調査しました。申請人申請物件いずれも記載のとおりです。写真をご覧ください。申請物件は容易に農地に復元できないことから非農地と全員一致で判断しました。

議長 調査報告が終わりましたので、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

8番 調査番号1番について、周囲も山林のように見えますが、この筆だけでいいんでしょうか。

事務局 周囲の地目は山林となっています。その中に畑が1筆ある感じです。その奥には田

が数筆ございます。

8 番 非農地申請は事務局主導なのか？それとも本人が申請したものか？

事務局 今回の案件については、所有者が申請されたものです。農地パトロールで非農地箇所があれば、事務局主導で通知することもある。

議長 他に質問はありませんか。無いようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

報告第4号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第4号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）適切に合意解約されています。

議長 これをもちまして4月総会を閉会いたします。

終了後、新任委員研修

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年4月10日

農業委員会会長

3 番 農 業 委 員

4 番 農 業 委 員